

第三十二回 参議院建設委員会會議録第十六号

昭和三十四年三月十二日(木曜日)午前  
十時三十九分開会

委員の異動

三月十日委員松野孝一君及び稲浦鹿藏君  
君辭任につき、その補欠として青木一  
男君及び林田正治君を議長において指  
名した。

三月十一日委員青木一男君及び林田正  
治君辭任につき、その補欠として松野  
孝一君及び稲浦鹿藏君を議長において  
指名した。

本日委員酒井利雄君辭任につき、その  
補欠として仲原善一君を議長において  
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 早川 慎一君  
理事 稲浦 鹿藏君  
岩沢 忠恭君  
田中 一君

委員

石井 桂君  
小山邦太郎君  
仲原 善一君  
松野 孝一君  
安井 謙君  
内村 清次君  
上條 愛一君  
村上 義一君  
安部 清美君

衆議院議員

小澤佐重喜君  
遠藤 三郎君

國務大臣 建設大臣 遠藤 三郎君  
建設政務次官 徳安 實藏君

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君  
建設省計画局長 美馬 郁夫君  
建設省住宅局長 稗田 治君  
事務局側  
常任委員 武井 篤君  
会専門員 加藤 一郎君

参考人

東京大学教授 加藤 一郎君

本日の會議に付した案件  
○理事の補欠互選  
○建築基準法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○土地区画整理法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)

○九州地方開発促進進法案(衆議院提出)

○委員長(早川慎一君) これより建設  
委員会を開会いたします。

この際、理事の補欠互選についてお  
諮りいたします。稲浦君の委員辭任に  
伴い理事が欠員になっておりますので、  
その補欠互選を行ふ必要があるの  
であります。その互選の方法は成規  
の手続を省略して便宜委員長において  
指名したいと存じますが、御異議  
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと  
認めます。それでは私より稲浦君を理  
事に再び指名いたします。

○委員長(早川慎一君) 建築基準法の  
一部を改正する法律案を議題といたし  
ます。

本日は参考人として東京大学教授加  
藤一郎君の御出席をいたしております。

す。まず参考人の方にごあいさつ申し  
上げます。本日は御多用のところを当  
委員会のためにわざわざ御出席をいた  
だきまして、まことにありがとうございます  
ございました。当委員会はたゞいま議題と  
なっております建築基準法の一部を改  
正する法律案を審議中でありますが、  
先日の委員会も関係者の御出席をお願  
いして、法案全体についての参考意見  
を聴取したのでありますが、なお宅地  
建物に関する民法上の相隣関係等につ  
いて御意見を伺いたいので、本日先  
生の御出席をお願いした次第でござい  
ます。

審議は委員の質問に参考人がお答え  
願う形式で進めたいと存じます。それ  
では加藤参考人に御質疑のおありの方  
は御発言願います。

○田中一君 今回の建築基準法の一部  
改正の法案の内容については、御了承  
願っておりますが、この法  
案では大体において防火施設の強化  
と、あとは現在建築基準法が持つてお  
りますところの、あらゆる制限を緩和  
しようというねらいを持つておられる  
のでございませぬか、ところがこれは  
部分的な改正であつて、今日までわれ  
われが日常生活において、また社会生  
活において、常に建築基準法の不備を  
思つておりました。ために、いたずら  
な相剋を隣人と起すという事例がたく  
さんございませぬか。そこでできるならば  
建築基準法でせうしたトラブルをなく  
するよりな方法がないものであろう  
か、という点について考えておつたの  
でありますけれども、それについて

一、二御意見を伺いたい、こう考えて  
おります。

第一の問題はこの相隣関係なんで  
す。民法二百八十八条を見ましても、た  
とえば雨水の注瀉の禁止とか、それから  
囲障設置権とか、隣人の建築のために  
こちらの環境が侵されるという点、そ  
の他でございます。それには一応法全体  
から見ましても、空地を取れとか何と  
か言つておりますけれども、これはた  
だ隣人との問題ではなくて、その家自  
身の環境なり採光なり通風なりとい  
うものを考慮されておられるものであつて、  
隣人から受ける悪影響といふものに対  
しては何ら触れておらないのです。そ  
こで一つの例を申し上げますと境界線ぎり  
ぎりに、ひさしのないブロックの建築  
を建てられる、これはぎりぎりです。  
おそらく厳密にいへば、若干はコンク  
リートのこぶあたりは地下においてこ  
ちらの地所に入つておるのではないか  
というように想定される場合がある。  
その場合でも、これに対して、その点  
を、民法の二百八十八条にあるような一  
尺五寸程度のものを後退して建てる  
というふうなことは、民法上にはござい  
ますけれども、建築基準法にはきめて  
おらないわけですが、平気でせうい  
うことをやつてもその申請を認める行  
政官は、建築主事は、この法にはその  
制限がないから、規定がないからどう  
にもならぬといつて放置してある現状  
なんです。こういふ点について、民法  
上の規定といふもの、精神といふもの  
を建築基準法に生かすといふよりな方  
法は考えられるものであろうか、どう

か。この点をまず伺いたいと思いま  
す。

○参考人(加藤一郎君) たゞいまの御  
質問でございませぬが、建築基準法の現  
在の建前といふものと民法との関係と  
いふことが、今御説明のありましたよう  
に違つてきている。民法で要求されてい  
ることが、必ずしも建築基準法による  
確認の場合に、確認対象になつてない  
ということがおっしゃる通りだと思  
うのですが、これにはいろいろの理由も  
確かにあると思つております。しかし私  
はその結論から先に申し上げますと、理由は  
あるけれども、民法的な相隣関係と  
か、そつらういふものの一부를将来建築基  
準法の中に取り入れていくといふこと  
は十分考慮得るところであるし、また  
将来ある程度そつらういふ方向に進むべき  
ではないかと私自身としては考えてお  
るのであります。しかしそれを取り入  
れるとするためには、いろいろなまた  
相当考へた上になければならないとい  
う制約もあると思つておりますので、その点  
なせ現行法で相隣関係が確認の対象に  
なつていないか。また将来それを取り  
入れていくとすれば、どういふ方向に  
持つていくべきかといふことを少し  
分析して申し上げたいと思つてござ  
います。少し長くなつてもよろしゅうござ  
いますか。

○委員長(早川慎一君) ええ。

○参考人(加藤一郎君) 現在基準法で  
民法が一応別の問題になつていてとい  
うのは、私は大体三つの理由があると思  
つております。その一は、いわば伝統的な  
理由であります。これは民法ではも

とも相隣関係の規定がある。それはそれらにまかしておいていいので、建築基準法はそのあとで出てきたいろいろ都市の問題とか、建築技術的な問題とか、もっぱらそういうものを対象にしていけばよいという出発点の歴史的あるいは伝統的な理由というものが考えられるわけでありませう。そういう理由に対して、反論を一つ考えてみますと、それは単なる歴史的な理由にすぎないものでありまして、民法ができた当時は、民法は私人間の権利関係を規制していけばよかつたといふことだったのであるけれども、今日のような時代になってくれば、それも建築基準法の中である程度まで審査の対象にしてほしいという要求が出てくるのは、ある程度自然の勢いでもあると思うのです。また民法の規定自体がかなり時代おくれになっておりまして、規定をごらんになりましたら、非常に今日から見ればおかしな規定もあり、合理的でない規定もあるというわけでありませう。それからまた民法の規定は私人間の関係にゆだねられていて、争おうとすれば訴訟で争うわけですが、実際問題として訴訟して、できた家をどうしてくれろといふことはなかなか言いにくいわけですから、そこまで審査、確認のときに調べてやるということが親切ないき方だろうというところは言えると思うのです。

それから、民法の規定が別になっているというところの第二の理由としましては、いわばこれは理論的な理由でございますが、現在の確認といふことの性質といふものがあると思うのです。これは一応技術的な点にいろいろ構造とか都市計画の点とか、そういう建築関係の技術的な点に違反しないことを確認するだけで、そのほかの問題は一応別個のものであるという建前があるとしても、この点は何も民法だけに限らずほかのいろいろな関係の法令があると思うのですが、そういう問題もそれぞれの法令にまかせられておりまして、建築基準法といふものは非常に技術的な点に集中されておるといふことであるのであります。ことに民法の関係は私人間の権利関係ですから、そこまで立ち入っていくといふことは適当じゃないのではないかと考へておられるかと思つておられます。そして、かたがたの民法の方の立場からこれに対する反論を考へてみますと、一応何か役所の確認があるとして、一応何か役所の確認がされたといふふうに、これは日本人のくせかも知れませんが、それによつて、そういうふうな考へやすいわけです。これは昔からのお上といふような、いふいふ考へ方があるかと思つておられるか、お上がいいと言つたからそれで一応全部いいのじゃないかといふような気持になりやすい。また確認を受けていけばもう確認を受けたのだから隣の人は文句を言ふなと言つて、どんどん違法な建築を強行していかうといふような考へも考へられる。そういう点から申しますと、そういう民衆の意識といふものを考へますと、ある程度まで確認の際にそういう問題を見てやるのが親切だろうといふことが言えるかと思つておられます。これが第二の理由でございます。

次に第三の理由としまして、いわば技術的な理由といふものが考へられる。それは現在の建築主事が確認をするといふことですが、建築主事の性格からしまして、そういう権利関係、相隣関係あるいは借地権の関係をいふような権利関係まで調べる能力は、必ずしも要求されてないし、建築の技術家の人にそこまで要求するのは無理だろうといふ技術的な点があると思つておられます。それからまた確認にしまして、やはり客観的な明白な基準といふものがなく困るといふことあるかと思つておられます。大体その確認には裁量的な性質がない、つまり法律できちんきちんきまされたものを見ていくという性質を持つておるといふところが借地権の有無といふようなことになると、非常に法律的にも問題の多いことであると思つておられます。また相隣関係にしまして、たとへば目隠しをつけろといふような規定が民法にござりますが、これも隣の人が別に文句を言わないのに目隠しをつけろといふことを確認の際に要求する、といふことも必要ないのじゃないかといふような、いわばある程度隣の人のプライバシーに任意的な関係だといふ点もありまして、客観的にそれを強行していくといふことが必ずしも妥当でない点もあるわけでありませう。これがいわば私の考へた技術的な理由でございますが、これに対する反論として考へられる点は、借地権の有無にしましては、一応は調べ、まあこまかい法律的な厳格な点までは無理にしましては、一応あるかないかくらいは調べてもいいじゃないか。現在のところでは全然無権利者でもともかく申請が出てくれば受け

付けるという状態でありませうし、あるいは二重に申請があれば同じ土地に二重に確認をするといふこともこれはできる、また逆に言へばしなればならない建前になっておられるわけ、そこまではありませうけれども、調べて、借地権がないといふことがはつきりしているような場合には、確認すべきではないのじゃないかといふ感じがするわけでありませうし、民法関係以外にいろいろほかの法律で制限のある場合にも、自分で建築主事がわかれば、ほかへ回してそちらからとつてこなければ確認をしない、といふような手続も考へられるわけでありませう。それから権利関係は必ずしも客観的にはつきりわからないといふ点でございますが、これも民法の規定をある程度客観的なものとして、建築基準法の中に取り入れていくといふことは、十分考へられるかと思つておられます。たとえば目隠しにしまして、隣の人がいといふ言へば、それでいいかもしませんが、それならば同意書をとつて同意書をつけなければ確認をするといふような手続も考へられます。それから一番問題になるのは境界線との距離、五〇センチとかメートルとかいふ距離だろつと思つておられますが、それが合理的かどうかは一つ問題ですが、一応客観的に見ましてある地区では境界線から何メートル離さなければいかんといふことを、具体的に規定していくことは可能でありまして、民法の規定を客観的なものにして取り入れていくといふことは、将来の方向として十分考へられる。また借地権の点にしましては、地主の判を一々と

というのは、地主が借地権があつても判を押さないとときもあるでしょうから無理だと思つておられますが、たとへばそれならば借地契約書を持つてこさせる。あるいはある程度借地権があると認められるような一応の材料、たとへば地代の受け取りであるとか、そういうものを持つてこさせるといふことで確認をしていくといふ方法も考へられるのであります。

私が考へました現行法における理由とそれに対する反論といふのは大体以上の点なのであります。そこで、結論を一応申しますと、現行法にもさつと通してきておられるので、これを急に今すぐ変へるといふことはなかなか困難な点があるかと思つておられます。ですから、改訂の問題にはちよつとなく、将来の方向としては、建築基準法のほうから私人間の権利関係にある程度立ち入つていっていいのではないか。またそのほうが親切ではないかと思つておられます。現在の基準法は、一応そこに住む人のでき上つた建物についての環境衛生といふようなことは十分注意している。また全体の都市計画の立場からする空地とかそういう問題も考慮している。ところがそのいふば中間になる隣の人の関係といふのは一応抜けておられるわけでありませう。それについても若干、たとへばある空地地区の場合には境界線から何メートルといふような距離を指定したり、若干の規定は入つておられますけれども、これもしかし私人との権利関係の調整といふよりも、むしろ都市計画



ものを入れても、今の基準法の建前からすれば申請があればやはり確認しなければならぬ。それで相手ががんばっておられれば、七日なり二十一日なりに当然確認しなければならぬという義務がやはり主事に生ずると思うので、規定を入れただけでは救われないうのじゃないか。規定を入れますと建築基準法の建前にやはり触れる問題です。それだけではどうかというふうな感じがいたします。

○田中一君 今、加藤さんから現在の実情では、建てる土地の確認といいますが、を行うことは無理であろうという御発言があったのですが、それはどういう意味ですか。

○参考人(加藤一郎君) 建築主事の人敷からしても、全部一々現場を見るというのではおそろしく不可能な状態じゃないかと思うのです。これはもつと主事をふやせという問題になるかも知りませんが、今の状態で全部当るといふことはちょっと無理じゃないか。中には見なくてもある程度わかるものもあると思うのですが、なるべく現場に行つて見るようにしろということにはけっこうだと思つております。

○田中一君 今、現在私は世田谷区に住んでおりますが、世田谷区の区役所には主事が何人おつて、また主事が自分の仕事を代行させる者が何人おるかというふうなことを、あなたは調査済みでそういう御発言をなさつておられますか。

○参考人(加藤一郎君) 詳しいことはよく存じませんが、全国に置かれてある主事の人数というものは、かなり少いように聞いておりますが、それは主事が自分で行かなくても、だれ

かをかかりにやらせればよいというところもありませぬけれども、私の考えでは東京なんかはなるべく見なければならぬんじゃないかと思うのですが、全国的にかなり離れた所なんかもあるし、また問題ない所もあると思うので、全国的にそれを要求することは無理であろうという感じがいたします。

○田中一君 建築基準法だけの問題ですと今、現在十数万の建築士というものがいるのです。むろんこれは建築士法を変えて、ある点までのそうした確認に要する基礎調査と申しますが、そういうものの権限の委譲といふか、委嘱してもいいわけなんです、十数万おられます。大体におきまして自分で製図をし自分で届け出をするなどというところは大部分の者はやらないわけなんです。むろん法律で定めておられますが、むろん法律で定めておられるのが常識だろつと思つております。もしもいたずらに法の運用、たとえば民法の規定あるいは建築基準法の規定等に別々にあつて一つの姿になつておられるのだという事は、他の法律の例から見ても了承いたしますけれども、いたずらに毎日のように自分の身辺に隣人とのトラブルがあるということ、これは政治の一番悪いことなんですよ。問題は運用の問題だと思つております。従つて、今、加藤さんのおっしゃる通りに、建築主事が手薄ならば、これは政治の問題、行政の問題になります。ふやせばいいのです。ふやすことが不可能ならば数十万といわれている建築士がいるのです。これらに對してそうした意味の委嘱といふか、実地のそうしたあらゆる点を総合した判断を持つて、もらつて確認する方法もあるのじゃない

かと思つております。故意にやる人もあるかもしれない。これはむろんさういう故意でやつている者こそ、それを建築基準法だけでなく、別の法律で規制すべきものは指導はし得ると思うのです。ことに善意でやるような場合も、間違ひを侵す場合もあるわけなんです。それが法律が抜ければ、知らないでも違反すれば罰せられるのが当然であります。当然でありますけれども、ことに日本のように一坪の土地が相当に高い価値を持つたりするような場合には、これはさういふことがほんとうの悪意じゃないけれども、そこに盲点をついてすらすらと入り込む危険が多分にあるわけなんです。従つてせめて實際建てる土地を、いろいろな形の法律から見て、これは妥当であるというより判断を建築主事がすべきではないかと思つて、権限があるなしの問題じゃないに、指導すべきだと思つて、間違ひを侵してはなりませんといつて、民法の条文によつて訴訟を起してもこれはいたずらなる訴訟なんです。話し合えば、あ、自分の間違ひであつたといふことを発見する人も多くいるのです。一々訴訟できめつけるといふなら、これは行政官は要らぬわけなんです。立法の建前が違ふからといって、實際の社会生活にわれわれが当面する問題に對して等閑視されている。あなたは今いいと言われておるわけではないと思つております。だからもし建築主事が足らなければ、建築士という団が与えている有資格者がいるのですからこれにある程度の権限を移譲して、あるいは委嘱してやればいいのです。現に確認手数料というものをとつております。現行法ではそれは五百円から三千円ま

でのものをとつておる。それを今度の法律改正で千円から一万円まで上げよう。当然その手数料は、十坪の木造の建築といふは割合に労力もかからないう。鉄骨、鉄筋とかはたかさんの労力がかかるわけなんです。われわれの家庭、住宅、ことに中小業者の密集地域のよいうな場合、これくらいのものはたとい申請の件数が多からうとも、現地にやつて間違ひを侵さないよいうな、平和な社会を作るよいうな方法をとることは行政指導として当然じゃないかと思つております。それについてどうお考えになりますか。あなたが、今の状態ではさうした土地まで調べるというより余裕がないのではないかとおっしゃるから私は言ひますが、方法は幾らでもあるわけなんです。確認申請というものは図面だけ見ればよいといふものではないのです。だから建築基準法の建築そのものに関して、都市計画との関連を含めた政治性がある建築行政といふものを持つていかなければならぬ、ということ、建築家の諸君も言つておられることを建築家の諸君も言つておられること、その点については、それは権限を侵すものであるとか、あるいはさういふことはいたすなら助言であるとか何とかがいふよいうな、どういふお考えをお持ちになれるのでしょうか。

○参考人(加藤一郎君) いたずらな助言とは全然考えないのです、さういふ違法な、たとえば借地権がないのに家を建てるとか、あるいは農地をつぶして家を建てるとか、あるいは境界線に完全に違反して家を建てるとか、さういふことがあれば、これは当然注意をすべきだし、今おっしゃつたよいうな指導をすといふことは、大へんけっこうだと思つております。またある程度、所によつ

てはさういふことをやつておられる所もあるのじゃないかと思つております、ただそれを今の基準法の建前からいふと、義務として建築士に課するといふことは無理な点があると思つております。現在の確認の性質といふものが、さつき申しましたよいうな非常に技術的な点に限られておるといふ点がございまして、義務として法律の中でいきなりさういふことまで命じたり、こまかい規定なしにただ建築士はさういふ点も確認しろ、といふことをそれだけ入れることは、ちょっと今のやり方では無理だ、つまり義務として課するのは無理だと思つて、指導として建築士の心がまえとして注意をしたり何かするのは大へんけっこうなことだと思つておられます。

○田中一君 しかし建築基準法の中には、都市計画の見地から、空地の問題にしてもあなたおっしゃつておられるように、日照の問題にしてもいろいろ規定しておられます。だからそれに対して助言するのは一向違法じゃないと思つて、またすべきだと思つておられます。申請に対する確認といふものはどこまでの範囲をいつているか、ただ判を押せばいいといふことじゃないのです。實際にいつて十分調査をして、よろしいとならなければならぬのです。ことに法律に暗い国民は、ことに建築基準法のようなむずかしい法律はだれも国民が覚えようとしません。営業とする者は覚えておるでしようけれども、さういふ場合に確認といふ行為がただ単に書類上の問題であるといふことに限らないと思つておられます。だから当然見るべきだといふよいうな考えはあなたのお口から出ませんか。見た方がいんじやない

かというのも、先ほど見た方がいけ  
れども、見る何というか、今の建築主  
事の状態では困難であるといっている  
のですが、見るべきであるといること  
を主張できないものでしょうか。

○参考人(加藤一郎君) 見るべきだ  
というところはちよつと今の建前からい  
えないと思うのです。見るとしても相  
手が聞かんで頑張っておれば、今の基  
準法の建前から確認して参らなければ  
ならぬ義務があるわけですね。注意を  
するのは大いにけつこうだと思ひの  
すが、注意をしても法律的な効果のな  
い単なる忠告に過ぎないといること  
に、今の基準法の建前ではなつてい  
る。それを要するといえれば基準法の性  
格をかなり変えなければならぬとい  
で、やはりこまかい規定をある程度置  
いて相当全体的に考えなければならぬ  
い。今の建前で見るとはけつこうだ  
と思ひのすが、必ず見ろ、必ずその点  
を注意をしろといふことまではちよつ  
と言えない建前になつてきていると  
思ひのす。

○田中一君 せんだつて農林省の農地  
局の農地課長にきてもらつて、農地  
あるとも知らずして調べもしないで申  
請があればそれを確認する、そのため  
に非常に全体的に問題が多い。何と  
しなればならぬといふことの陳情も  
国会へ参つておられます。で、出席し  
てもらつてその点に対してどうするかの  
問題を質問したところが、お互いに両  
大臣の申し合せを作つて、そうして問  
違ひのないようにいたしますといふこ  
とを答弁しております。だから民法の  
場合にはこれは訴訟といふことになり  
ますし、それから一々訴訟々々でやつ  
たんでほつてもたまつたものじやな

いのです。だからそうでない、指導面  
で可能ではないか、またそうしなけれ  
ばならないのじやないか、平和な社会  
を作るにはそうしなければならないの  
じやないか。こう思ひのすが、ただ  
法律の限度ではどうにもならないとい  
ふことになる、この法律は悪法なわ  
けです。社会生活については、ことに  
平和を守る法律ではなくなつてくるわ  
けですね、こうなつてくる。

○参考人(加藤一郎君) この法律が悪  
法といふことよりか、今の全体の組織  
がうまくいっていないといふことの方  
がむしろ適切だと思ひのすが、方々  
に権限が分れていて、たとえば農地の  
方は農業委員会の方で見るといふよ  
うに、権限が分れていてそこがうまく  
統一されていない。建築基準法そのも  
のが悪法だといふよりも、むしろその  
権限分配がうまくいっていないとい  
ふことだらうと思ひのすが、建築基準法  
の責任ともいえない点があると思ひ  
のす。たにおつしやるよ  
うに、もしやるとすれば今のよ  
うな農地関係あるいは建築基準法との関係と  
か、いろいろそういう方面との個別的  
な折衝とか、あるいはそれをどこまで  
こつちに取り入れるかといふことを、  
個別的に考へて整備していく必要があ  
ると思ひのす。ですから一  
いに今の状態がそのまま悪法ともい  
えないと思ひのすが、そういう  
点は将来大いに考へていくべき点だ  
らう。たとえば農地の場合についても、  
建築主事の方で気がつけば農業委員  
会に通知して向うからチェックしてもら  
うとか、何かお互いの連絡といふもの  
をもつと考へるべきです。理想的なこ  
とをいへば、どこかで窓口が一本で統

一されていけば、国民の方としては非  
常に便利だといふことになるだらうと  
思ひのす。

○田中一君 最後にもう一つ伺ひます  
が、そうすると、農地の場合には話し  
合つてそういう問題はないようにす  
る、話し合つて連絡をとつてお互いに  
そういう問題がないようにする、とい  
ふことを政府は答弁しているのです。  
民法上の問題については相手がないも  
のだから……

○参考人(加藤一郎君) 相手がないか  
ら、ですからやはり先ほど申しました  
ように、民法の中で個別的に検討しま  
して、こういう規定は建築基準法で一  
律にみてやるべきだといふものを個別  
的に検討して、そうして必要なものは  
建築基準法の中に取り入れていく。あ  
とは民法の方にまかすといふような取  
捨選択がある程度必要だと思ひのす。  
ですから今のよ  
うな農地の場  
合のように、行政官庁の間の話し合ひ  
で片づけるというわけにいかない問題  
でありますから、これはやはり将来の  
立法の改正に待たなければならぬ点だ  
と思ひのす。

れは法の建前なんですよ。だから民法  
上あるいは農地法、その他各法律のい  
ろいろな制限といふものを、あるいは  
確認を出すときに、もつとこの問題は  
どうですか、この問題はどうか、と  
いうことを質問してもいいわけなん  
ですよ。おそろくそういうことはして  
いから問題が起きますのです。そうし  
て先方から、先方といふのは何とい  
うか、悪意ある申請人はその法の盲点と  
いいますか、くぐつてやる場合もある  
のです。そういう場合にはことさら  
に確認をする際に十分注意をして、あ  
るいは場合によつては隣人を呼び出し  
て、この問題は話し合ひがついてい  
るかといふことくらいは聞いてい  
かと思ひのす。手が足りなければ今  
言つたように建築士に代行させても  
いじやないか、そのために国が建築士  
といふ一つの資格を与えているので  
から。そういうふうにすれば当面の問  
題は解決するのじやないですか。

しといふことで非常に問題がある。だ  
から一律にそこで注意をすべきだ  
持つてきたのではやはり工合の悪い点  
がある。これは民法の規定の改正とい  
うことも将来考へなければならぬと  
思ひのすが、ですから、農地の場合と違  
つて相手のない仕事といふことにはなる  
が、具体的にいへば結局法務省が民法  
の所管省といふことになつておるの  
で、法務省との折衝で民法の規定をど  
りするか、民法の規定に盛り込んで  
趣旨をどの程度基準法の中に取り入れ  
るかといふことは、具体的にいへば法  
務省と折衝した上でそれを考へてい  
べきであるといふことになると思ひ  
のす。

○参考人(加藤一郎君) 聞いてみても  
今の基準法の建前からはそれでどう  
にもならない。聞いても建築申請者が  
それであくまでがらばるならば、やは  
り確認しなければならぬ建前になつ  
ているので、その建前を変えんとすれ  
ばこれは相当基本的な確認の性質に  
関する問題ですから、ちよつとこの  
を動かしても急にはそれだけで変える  
わけにいかないと思ひのす。やはり  
全体の規定でもう少し根本的な改正と  
いふことになるのじやないかと思ひ  
のす。今の民法の相隣関係にしまし  
ても、隣りの人が文句を言わなければ  
それまでといふことになつてしま  
うし、また境界の距離にしても別段の慣  
習があればそれによる。慣習があるな

○田中一君 政務次官が来ておられ  
ます。加藤さんにちよつと待つていた  
だいて、今に閣連して質問したいと  
思ひのすが、これに閣連して質問のよ  
うに、民法上の相隣関係については常  
にトラブルがある。そこで今訴訟を起  
さなければ事件といふものは生じな  
い。しかし訴訟を起さなくても法務局  
が地方にありますから、これらと話し  
合つて現在の相隣関係に対する建築基  
準法との関連を一応判断して、建築申  
請人に助言をするといふよりな方法に  
ついて相談しあつたことがありませ  
んか、法務省と。

○政府委員(徳安實藏君) 法律上の私  
権に關する問題につきましては、今お  
話し合ひをするといひまして、今お  
ろな關係がございまして、了解するよ  
うな話し合ひにはまだ至つておらな  
いところでございますけれども、ただ行  
政的な処置といひまして、なるべく  
トラブルの起きないように、建築主事

が助言し指導するということにつきま  
しては、建設省の方でも今後十二分に  
気をつけて指導したい、こういう  
考え方でやっておる次第でございます  
て、法務省の方としてはそういう問題  
についても、法律上の私権に關するこ  
とについて話し合ひはまだいたしてお  
らないところでございます。

○田中一君 従来から建築基準法がで  
きて約十年になっておる。その間にそ  
うしたいごことが全国的に相当あつた  
と思ふ。私の近辺にも三つ四つあるの  
ですから、最近に、実にたくさんの方  
例として。そしてそれをどう解決する  
かという問題はやはり建設省でも考  
えなければならぬと思ふ。そういう訴  
訟が起きて、訴訟は建設省を通じて  
裁判所の方に行つてしまふのですか  
ら、別にあなたの方には關係はないの  
で事例はわからないでしょうが、自分  
の方は確認すればいいといつて済むか  
もしれないが、そのために起きる社会  
生活の平和を乱すことは大きいので  
す。だからそういうような意味で今、  
加藤先生が言つておる通りに、法務省  
の方と何かその問題を解決しよう  
じゃないか、というような意見の交換を  
したことがあるかどうか。おそらく今  
の政務次官の話ではしてないでしょ  
う、してないという答弁なんです  
か、それは。

面から見ますという、先ほどのお話  
のように、法律がみんな別個な性格を  
持つてきておられます關係から、まあ  
トラブルがしばしば起きてくるという  
ことにつきまして、私も非常にけ  
げんな氣持を持つて、先般来から研究  
もし、調査もしているわけでありま  
すけれども、長い間の、この法律の關係  
で、法制局におきましても、また法務  
省におきましても、建前が、はっきり  
と、おのおのこの分限というものがき  
まつておつて、農地の問題にいたしま  
しても、農地をいたすに宅地にしま  
うとかといったときには、農地法でや  
るのだ。それは基準法でやるべきでな  
いといふような、ほんとうの法律専門  
家の考え方で、こういう筋が達成され  
るのでございまして、しかし、國民は、  
そういうことを知らないわけござい  
ますから、そこには、善意な諸君でも  
しばしば起きているということにつきま  
して、私も非常に遺憾に存している  
次第でございます。これは、ひとり建  
築基準法ばかりではなしに、ほかにも  
そういう例はたくさんあるわけでござ  
いますから、政府間におきましても、  
いすれ近いうちに、そういう問題を是  
正するか、あるいは法律上の連繫とい  
うようなものにつきましても、双方の  
精神をくみ入れるような組み立て方に  
改正するとか、何か相談をしなければ  
なるまいという氣持は、ただいま持っ  
ているわけでございますけれども、こ  
の問題にのみ限つて、すぐに法務省あ  
るいはその他の關係と、最近相談した  
という例はないわけでございます。

民生生活の實態に即するような考え方に  
なおすべきではないかという氣持は  
持つております。

○田中一君 だめじゃないか、徳安  
君、そんなないかげん答弁をしたの  
では。僕が言つてゐるのはですよ、何  
も相談などしたことはないのですよ、  
そういうことはね。そんなしやくし定  
木なことを何つてゐるのじゃないので  
すよ。農地委員会と話し合つて、円滑  
に、そういう間違ひのないようにいた  
しますと、先般答弁したのですから、  
しやくし定木に、法律のことを、法律  
の権限を言つてゐるのじゃないので  
す。社会生活に非常な悪影響があるか  
ら、そういう面について、今までの事例  
に基いてですよ、何か相談したことが  
ないかどうかといふことを何つてゐる  
のですよ。したことはないはずなん  
で、今の御答弁では。

問題は、あなたの方に火をかぶらな  
ければいいということじゃないのです  
よ。防犯という言葉があるのです。行  
政指導も、その一つの行き方です。あ  
るいは補導といふことも、その一つの  
行き方です。犯罪を犯させないように  
努力するのが、あなたの方の役目なん  
です。義務なんですよ。だから、今のよ  
うな關係では、はなはだ困難なこ  
とは、よく加藤先生から言われたよう  
にわかりました。しかし困難の中  
でも、そういう問題の起らぬようにあな  
た方が努力して努力といふことは、早  
速に発することなんです。かつてやっ  
たことがあるかどうかといふことは、  
まあないから、そういうことを  
徳安さん、あなたは言つてゐるけれど  
も、今後、農地委員会と話し合つて、  
そういう間違ひがないと答弁したと同  
じように、私は、訴訟を起さなければ  
問題ないのだから、訴訟を起されたら  
困る。あつたところが、法務省あたり  
と話し合つて、これをどうするかとい  
う問題を話し合はば、法律的な効果は  
ないにしても、指導はできると思つて  
です。國民は善良なる國民という前提  
に立てば、間違ひを犯さないで済むよ  
うな場合もあるではないかといふので  
す。

これは、法務省と一緒に相談をし  
て、それも先般、農林省の方と話し  
合つてそういう間違ひのないようにす  
ると言つた、その言葉をそのまま、こ  
こにも移して、そういう努力を早速す  
る。あるいは話し合つてみるというこ  
との御答弁を願ひならば、それで私は  
満足するわけなんです。ただし、それは  
直ちに実行することなんです。実行  
することなんです。今、加藤先生に  
何つても、その点、現段階ではだめだ  
といふのだから、だめならば、せめてあ  
なたの方は、われわれの社会を平和にさ  
すには、隣人のトラブルがないよう  
に、即刻行動を起すという約束をして  
もらわなければ困るのです。

○政府委員(徳安實藏君) 先般来か  
ら、まあ御意見もございまして、私の  
方でも、御答弁申し上げております  
が、法律の問題につきましても、正式  
に取り上げて、話を正式に持ち込んだ  
わけではございませんけれども、この  
改正につきましても、今申し上げたよ  
うな、あるいは御疑念がありますよう  
な点につきましても、相当法務局な  
り、法務省とも、話し合ひをして論議  
はいたしておるわけでございますけれ  
ども、しかしその論議が、実を結ばな  
いという段階でございまして、やむな  
く今引き下つておるわけでありませ  
ん。

この改正に当りましても、農地法な  
どの問題について、ある程度までは、  
これに入れるべきではないかというよ  
うな關係かとも、私も、建設省で  
は考へるのでございまして、一応折衝  
はしてきたのですけれども、今の法律  
の建前からいへば、ひとり建築基準法  
ばかりのみに、そういうものを入れる  
わけにいかぬといふような法律専門家  
の御意見によりまして、とうとう引き  
下つてしまつた。

従つてやむを得ませんから、そうし  
た根本問題は、將來のことにいたしま  
して、とりあえずは行政処置によりま  
して、建築主事等を指導して、そうし  
て出願が出来ますとき等には、そうし  
た犯罪が起さぬように十分助言して  
いこう、指導したいといふこと  
は、これは先ほどお話がありましたよ  
うに、農地委員会におきましても、話し合ひを  
いたしまして、そうして、できるだけ  
適正な助言をいたしたいと、こういう  
方針には変わりございません。

○参考人(加藤一郎君) ちよつと今の  
点で、発言さしていただきたいのです  
が。

○委員長(早川慎一君) 加藤先生、ど  
うぞ。

○参考人(加藤一郎君) 今の点に關連  
しまして、先ほど、具体的に法務省と  
話し合はばいいと申しましたのは、私  
の申しましたのは、その立法的の面  
でございまして、農地の場合と、ちよつと  
性質が違ふのです。農地の場合は、ど  
ちらも農林省は、行政的な権限を持  
つて、それと建設省と話し合はば、ある  
程度の話はできるわけですが、  
法務省が、もちろん法の所管庁だと



いったのは、立法の分野の所管庁で、それを行政指導で、どうするという問題ではない。

従って法務局と話し合せて、どうするというものでは済まない問題で、ですから将来基準法の改正の中に、民法的な規定の一部を、その精神をくんだ規定を取り入れていくとするならば、立法の段階で法務省と御相談になったらいいだらうという趣旨で申し上げたわけでございます。

○田中一君 それだけでは困るのでね、当面の問題、何かいい方法はありませんか、加藤先生。行政指導というか、防犯の。

○参考人(加藤一郎君) 今の、結局注意をするということでしょうね。注意も、できるだけ指導の面で、それを生かしていくということでしょうが、それだけでは、今の基準法の建前では、どうにもならぬ面があるので、私が先ほど、初めに結論として、将来、民法の精神をくんだ規定を入れていくべきではないかということをお願いしたのですが、これは、あるいは法律専門家、ことに法務省とか法制局とか、そういう技術的な専門家とは、相当あるいは意見が違い、私人の意見になるかと思うので、また法律学者の間にも、おそらく、民法は民法でいいのだ、建築基準法は、建築基準法でやっていけばいいのだ、というより意見がかなり多いと思うのです。私の意見が、必ずしも支配的な意見ではないだろうと思ふ。その点も御了承願いたいと思ひます。

○委員長(早川慎一君) 他に、御質疑はございませんか。——ほかに御質疑がございませぬようでしたら、参考人

に対する質疑は、この程度において終了したいと思ひます。

加藤参考人には、長時間にわたり、貴重な御意見をお述べいただきました。委員会にかわりまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、建築基準法の一部を改正する法律案について、政府当局に対する質疑を行います。

先日の委員会で、田中君から問題点の指摘があり、それに対する答弁は、本日委員会で聴取することになっておりますので、まず住宅局長から、田中君の質問に対する答弁をお願いします。

○政府委員(神田治君) 前回の委員会におきまして、田中委員から御要求のありました手数料関係の資料を本日提出いたしましたわけでございます。建築工事関係資料という横とじの二枚つづりの紙でございますが、それをごらん願いたいと思ひます。

第一の〇ビル、大手町ビルでございますが、これの建築基準法関係以外の建物に付随した手数料の総額がそこに合計の欄にございまして、七万一千二百五十円。これは、できるだけ事務当局におきまして判明したものをあげたわけでございますが、ボイラーの検査手数料であるとか、内圧容器の検査手数料、エレベーターの検査手数料、給水装置の検査手数料、水質の検査料、建築材料の検査料、道路使用許可申請手数料等でございます。七万一千二百五十円でございます。これに、改正前の現行の三千円という確認申請手数料が加わるわけでございます。このほか三千円加わりますので、合計しまして、七万四千二百五十円ということになるわけでございます。

次は、三千坪ぐらいのビルをということ、Hビルを選んだわけでございますが、これも、実例でございます。同じように手数料関係につきましては、ボイラー関係の検査手数料、エレベーター関係の検査手数料、給水装置検査手数料、建築材料検査料、道路使用許可申請手数料等でございます。一万一千九百円になってございまして、このほかに現行の確認申請手数料が三千円加わりますので、一万四千九百円というように相なるわけでございます。

それから東京都の方におきまして、実際両建物につきまして、どのくらい検査確認等に費用がかかったかというのが(2)としてあげてございまして、大手町ビルにつきましては、そこに掲げてありますように一万三千四百四十円、それからHビルにつきましては一万二千二百円というように費用がかかっておるといふわけでございます。

○田中一君 これは、電気関係の手数料はないのですか。

○政府委員(神田治君) 実は、私も、この資料を集めましたときに、相当大工場にも比すべき変電室等があるものですが、何か手数料があるのではないかと、いろいろ通産関係等に問ひ合せたわけでございますけれども、ないそうでございます。

○田中一君 これは、やはり電気会社の方が、そういう資格を持っておつて、請負の金額の中に、それが入つていふというようにございませぬか。

○政府委員(神田治君) 電気屋さんの請負の中に、それが含まれて支払われておるといふことには、ないと思ひます。ないことは、ないのじゃないかと思ひますが。

○政府委員(神田治君) 手数料というのでなしに、そういうような意味では、工事の負担金の中に入つておるといふでございます。

○田中一君 そこで、第二の東京都で調べた〇ビル、Hビルの実例を見て、少くとも一万円をこえているというところは明らかです。これはおそれなく内輪に見ているのじゃないかと思ひます。

従つて、この点については、さつきも理事会で、いろいろ話し合つたんですが、修正案を出そうということになつておられますので、出すときに、意見を申し上げますけれども、私といたしましては、大体、これで質疑は終えてつけようでございます。

○委員長(早川慎一君) 速記を止め

○委員長(早川慎一君) 速記を止め

○内村清次君 罰則の規定に、違反建築についての体刑という問題が出ております。六カ月の体刑というふうなことが、これは、今日まで、違反建築の実数それから、是正の実績だとか、それからそれが困損になつた例だとかいふ実績は、あなたのほうでは統計をとつておられますか。

○政府委員(神田治君) 告発しまして送検になつた件数とか、その実刑がどういふことになつたかということにつきましては、そのたびごとに、報告をとつておるのでございませぬか。

○政府委員(神田治君) 告発しましておられますので、数字そのものは、ちよつとお答えいたしかねるわけでございます。

○内村清次君 そうすると、体刑という問題は、建築違反というふうな項目から考えますと、私たちは少し重過ぎはしないかというふうな感じがするんですが、どうやつた場合が体刑になるのですか。

○政府委員(神田治君) 今回の改正におきまして、行政庁の命令違反には、六カ月以下の懲役刑が課せられることになつたのでございませぬが、御承知のように、建築基準法の規定は、敷地、構造、設備及び用途の、非常に多岐にわたつておるわけでございます。その違反も、建築物による道路の不法占拠というふうな、非常な公益上にも害を及ぼす違反もございませぬし、また、単なる手続違反というふうな、種々な段階があるわけでございます。

したがしまして、命令違反を、一々告発するといふわけのものではなく、個々の事例にもよるわけでございますけれども、非常に悪質な違反、違反をまた放置しておくことによつて、法の威信にかかわるといふようなものについて、こつぱつた告発をする考えでございます。

○内村清次君 今回の規定に違反することが明らかなる工事の中の建築物というものについては、工事の施工停止というのがあります。だから、この項目で、もちろん私も、違反することが明らかなる工事とは、一体どういふものであるかということもあわせて質問いたしますが、工事の施工停止ということ、この規定の中にも入つておられますから、この停止をして、そうして体刑に該当するようない事は、違反工事というものは、これは未然に防止をするといふような処置ができないものかどうか。

○政府委員(神田治君) この工事の施工停止の命令でございますが、これは現行法におきましても、工事の施工の停止命令は出るようになっておるわけでございます。

しかしながら現行の規定におきましては、まず違反しておるということを相手に通知をいたしまして、それで相手から異議の申し立てがあれば、公開による聴聞をする日を公示しまして、それで公開による聴聞をやりまして、その上で本命令が出る。その本命令の違反のときに、初めて現行におきましては十萬円以下の罰金という罰則の規定が働くというようになっておるわけでございます。

従いましてそういった、まず事前に通知を出す。それから通知を受けるまでに相当日がありますが、それから異議の申し立てがある。それでまた公開による聴聞を行わなければならぬ。それには、前もって予告をしなければならぬ。その間に、たとえば区画整理などをしております場合に、道路の中に、そういった紛争の命令を出すまでの間に、建物や、どんどん仕上つてしまふ。かりの命令は、現行の規定でも出すようになっておるわけでございますけれども、現行の規定のかりの命令では、罰則の規定は働かないようになっておるわけでございます。

従いましてこれはそういった法の威信にかかわるまた公益上非常に害のある工事やっております場合に、これは何人が見ても納得できるような違反工事を指すわけでございますが、その場合は、事前通知であるとか、公開による聴聞というよりな手続を出さずに、本命令を最初から出すというわけでございます。

それで工事の施工停止命令が出まして、停止した人には、この罰則は働かないわけでございます。構わずに、罰金ぐらいこわくないというので、罰金覚悟で建物を仕上げたというより、悪質な違反者につきまして告発をしまして、場合によれば、その実態に応じては、六月以下以下の体刑もやむを得ないんじゃないかというように考えたいわけでございます。

○内村清次君 そこで、そういった悪質な工事施行者に対しては、手続がある。しかもまた、そういった違反建築も、確かにこれは、明らかに中止をすべき違反行為であるということも、今回は承認されておりますが、しかし、それでも違反建築をやるといっても、その体刑という問題で、あなたの方では告発するということになるような御説明でございますが、そういったやはり事例は、たくさんありますか、過去において。

○政府委員(神田治君) 違反の命令を聞かないで、そのまま続行したというので、従来のまゝ罰則は、罰金刑でございますけれども、告発処分をされた例はございます。

ただいま、先ほど内村委員からお尋ねの点で、資料が参りましたので、一部の資料でございますがお答え申し上げます。

三十二年度における五大市及び八大都道府県の調査によりますと、是正命令を出したものの四百件のうち、告発したものは二十件となっております。告発後の状況は、現在控訴中のものが多く、罰金刑の確定いたしましたものは、二十件のうち九件でございます。○内村清次君 そこで罰金刑なら、これは建てた方がいいた、たとえ判決

が下つても、罰金刑であるからして、そういった罰金刑は、予想しながら建てるというよりな件数が多ければ、これは法秩序の建前から、あるいはまた今後のまた建築物に対する市街地の要請だとか、あるいは他人に迷惑をかける、あるいは公益に迷惑をかけるという立場から、これはしなくてはならぬが、大体罰金刑をこうむつたならば、たとえ責任者の意図の通りに是正されていくという原則があつたならば、私は無理にその体刑という問題は、必要はないのではないかと、いような感じを持っていますが、この点は、どうですか。

○政府委員(神田治君) 全国におきましては違反建築物を建てる建築主の中には、かなり悪質なものがあつたわけでございます。それで、もちろんこの処分をいたしましては、こういった罰金刑なり体刑の司法処分ばかりでなしに、行政処分としてのあとの建物に対する使用禁止であるとか、あるいは改築命令であるとか、いろいろ行政処分が伴うわけでございますけれども、御承知のように行政処分を強行し確保する手段として、行政代執行法によつてやるわけでございます。そうしますと、命令を出した行政処分の中には、不作爲行為なり作爲行為なりあるわけでございますが、その中には代替性のない、つまり行政官庁がかわつてこれを執行のしようのない処分等もあるわけでございます。従いまして法に必ず合わせるというのには、かなり命令違反というものにつままして、一応の、片方に罰則がありませんとすると、行政代執行

が加えられたわけでございますが、もちろん体刑六月以下になつておりますが、これも、最高の限度としてなつておるわけでございます。

○内村清次君 この点は、私たちが外国の事例その他見まして、不法建築を一夜のうちに作りあげる、しかもそれが、交通路面に非常に接触をして往來を妨害をするというような点も、よく聞いておりますけれども、だんだんそういった不法建築が、今後の情勢としては多くなつてきわしいかという感じも、それは一面ありますが、事例としてですね、体刑をせぬでも、罰金を相当多くして、それを防止することができれば、その方がいいのではないかと、こう感じておるわけですか。

その点は、まあ十分行政指導で違反建築物がないように、一つ指導していただきたい。これは要望いたしておきます。

○政府委員(徳安實蔵君) 今の御要望でございますが、私どもも、この法改正に当りまして、なるべく罰則を重くするといふようなことは、あまりいいことではないから、いろいろと聞きましても、調査もさしたわけでございますが、先ほど、局長が御説明申し上げましたように、件数も相当ございますし、三十二年度の調査によりますといふと、全国で違反建築物の件数が約一万八千、しかもそのうちの六千といふものが全くの無届付建築違反であるといふような点、それから少しぐらいの罰金は受けましても、建ててしまつて、そしてほかに売つてしまふは、その方が得だといふようなひどい人が、非常にふえて参りました、そしてかり

に工事の中止の命令を出しても、張り番をして見ておるわけではありませぬから、受け取りましても、二日や三日のうちに建築ができてしまふ。そして善良なものに売つてしまふので、建てた人間がわからないというよりなことで、非常にこつた問題が頻発しております関係から、やむを得ぬだろつという気持ちになりまして、六月の問題を、私も承し承したわけでございます。お説のようにできることなら、こつた重い罪を課さなくても、軽い罰金刑ぐらいで処置ができれば、これにこしたことはないと思つておりますが、事態が、どうも悪質なものがあるとして、これを放任しておきますといふと、他にも善良な国民に被害を及ぼすといふようなことを考えまして、やむなくこつた重い罰則の規定を加えたわけでございます。

○内村清次君 それから今一つ、今回の改正案の第五十五条の項目の中にはありますが、この考え方というのは、敷地面積から三十平方メートル差し引かないで、敷地面積の六割をやる、こういった建築率の問題が提起されております。これは昔に返るわけですね。

○政府委員(神田治君) お答え申し上げます。市街地建築物法時代に、敷地面積から三十平方メートルを差し引くといふような規定はなかつたわけでございます。従いましてある面につきましては、昔に返るところもあるわけでございますが、この三十平方メートルを差し引かない区域といふものは、新たに指定しまして、どうしても過小宅地が多くて、既成市街地であつて、三十平方メートルを差し引くといふこと



が、実情からいって実施が困難であるという区域に限って、この三十平方メートルを差し引くというのをやめるわけでございます。

○内村清次君 ところで今回、同時に提出されております土地区画整理法の一部改正の中に、立地換地というのが出てきておりますね。そこで過小宅地地域は、これは区画整理をして、そうしてその立地換地で、まあ建物によって換地をするというよりな大体思想が出てきておりますが、たとえば、六坪ぐらゐのところに、建物を密集するよりなことは、昔に返るよりな、そういうことは、今後の都市構造としても、どうだろいかと私たちは思っておりますが、やはり行政指導としては、まあ立地換地をして、そうしてその中に住居をかまえていただくというよりな指導方法は、どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(福田治君) 仰せのごとく区画整理をやりまして、過小宅地を整理したというよりな区域におきましては、この三十平方メートルを差し引くというのをやめる区域には入れないつもりでございます。これは実情を申し上げますと、たとえば一戸の商店などが焼けたらいたしまして、敷地が十五坪しかないというよりなところを立ておる商店などがあるわけでございます。そうしますと、焼けたときに、再築した場合に三十平方メートルで九坪になりますから、十五坪から九坪差し引いて、残りの六坪のまた六坪というよりなことに相なってしまいいかというよりな事例が、まあこの既成市街地の中であるわけでございます。

そういう所を建設大臣の承認を経て、区域を定めまして、そういう、どうして三十平方メートル差し引くという区域に限ってだけ、緩和しようというわけでございます。

○委員長(早川慎一君) 他に、御発言もございませんか。——他に御発言もございません。——御発言も尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

○委員(早川慎一君) 御異議ないと認めます。それでは、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願いたいと思っております。なお修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

○田中一君 私、日本社会党を代表いたしまして、本法案に、建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案 建築基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。 第六条の改正規定中「一万円」を「二万円」に改める。

この案を提案いたしました。原案に賛成するものであります。 当委員会、今まで十分に参考人その他の方々に出席していただきまして、改正案並びに建築基準法のあり方についての質疑をかわして参りました。その中には、幾多の国民生活上不備な点等が発見されております。この点につきましまして、政府もこれを是認しておるのが現状でございます。これににつきましては、近い将来に抜本的な基準法の改正を目ざし、国民生活の

平和を維持するよりな方法に進んでいただきたい。かつ参考人等の意見の中にも、それらは、十分に指摘してあります通り、都市計画法との関連等、あるいは民法との関連等につきましまして、十分な検討をしていただきたいと思っております。

従って将来、政府が熱意を持って建築基準法の改正に努力するということが前提として、本案に賛成するものであります。

○岩沢忠泰君 私、自由民主党を代表いたしました。ただいま田中委員から提出せられた第六条を修正することにおいて本案に賛成するものであります。 なお、この建築基準法そのものにつきましては、あまりに本案が微に入り細にわたる教科書的なものでありまして、従いまして、この格好から見ますと、非常に親切のようでありませうけれども、何しろこの建築なり、あるいは環境というものが、日々進歩している現状から見ますと、あまりにこの基準法というものをワクには過ぎて、従って建築なり、その他の都市計画から見ても、非常に拘束する面が多いように見えますから、将来この運用の範囲を弾力性を持たす意味におきまして、この基準法を根本的に簡素化するということを私は希望して、この法案に賛成するものであります。

○委員長(早川慎一君) 他に、御意見もございませんか。——御意見もないようですから、討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。

○委員(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これから建築基準法の一部を改正する法律案についての採決に入ります。 まず、討論中にありました田中君提出の修正案の問題に供します。田中君提出の修正案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

○委員(早川慎一君) 全会一致であります。よって田中君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の問題に供します。 修正部分を除いた原案に賛成の方は、挙手を願います。

○委員(早川慎一君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致をもって修正すべきものと可決されました。 なお本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたしと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これから討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○田中一君 私、日本社会党を代表いたしました。本法律案に賛成する者であります。 しかしながら、今次の改正が、事業の進行を考へるのに急であつて、実態に対しましては、不十分な点が多々見受けられます。ことに権利の申告制度は、所有権以外の未登記の権利を保障する重要な手段であり、当事者の一方的な証明によつて、申告後の権利の届け出が受理されるようになっておりますが、これは、区画整理事業地区の実態から言つて、そうしたことが、今までの経験によつて生み出されたものと思つておられますけれども、これらが、常に一方の権利者あるいはまた他の権利者との争い等がある場合、今度の改正の措置によつて、一方的な申告だけで、その権利の異動を認めるというよりな措置は、事業を遂行する面からは便利であらうけれども、事業施行者の意思によつて、他方の権利者の権利が侵害されるような点もありませんかという懸念を持つておるものであります。

従つて十分に双方の権利者、またはあらゆる権利者の権利を施行者は十分に間違ひのないよりな方法をもつて、それを確認して、手続等につきましても間違ひのないよりな指導をされることを期待して、本案の改正に對しする賛意を表するものでございます。

○委員(早川慎一君) 他に、御意見もございませんか。——他に御意見も

ないようでございますが、討論は終結したものと認めて、御異議ございませぬか。

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

これから採決に入ります。土地区画整理法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(早川慎一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。さよりに決定いたしました。

○委員長(早川慎一君) 次に、九州地方開発促進法案を議題といたします。

本日は、まず発議者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(小澤佐重喜君) ただいま議題となりました、九州地方開発促進法案の提案理由について、発議者を代表いたしまして、御説明申し上げます。

おおよそ、狭隘な国土と過大な人口を擁し、原料資源の多くを海外に依存するわが国におきましては、国土を最大限度まで開発し、利用し、保全することが最も緊要であることは申すまでもありません。

九州地方開発に関しては、去る昭和三十三年十二月の通常国会において、「九州地方開発に関する決議」が満場一致をもって可決せられたのであります。が、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、九州地方は、地方ブロックの開発を必要とする多くの問題を抱えております。すなわち、九州地方のうち、とくに南九州は産業発達程度が低く、所得水準の面からみましても、全国で最も後進的な地域であります。また、本地方は全体として台風の常襲地帯であり、その大部分が、特殊土壌等の劣悪な自然条件下にあるのであります。さらに、北部九州の産業の実態についてもみますれば、戦後における生産基盤並びに市場条件の悪化等のため、諸産業の発展は漸次停滞の傾向に陥り、全体として戦後の発展は、他地域の発展傾向とは逆に、停滞ないし後退の傾向を示しておるのであります。

しかも本地方は、かかる多くの問題を内包する反面、有明海、屋久島、中部脊梁山脈地帯等に大規模な未開発資源等が残され、その他地下資源、農林水産等の重要資源の有効な開発が遅々として進まぬ現状であります。

従って、九州地方としては、特に著しい南九州の後進性の引き上げに重点を指向しつつ、さらに九州地方全般の産業経済の停滞性を打破するため、広域経済の見地から、特に重要な、これら資源の開発並びに産業基盤の整備等の事業を促進して、国民経済の発展に寄与いたしますことは、国家的にきわめて緊要なものと存じます。

しかして、本地方におけるかかる資源の総合的開発を促進するためには、

国が、その開発促進計画を作成し、これに基く事業を円滑、かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。

これが、この法律案を提案する理由であります。次に、法案の要旨について御説明をいたします。

第一は、内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画を作成することといたしております。

この開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画であります。資源の開発と一体の関係にある産業基盤の整備事業並びに国土の保全に関する事業等は、開発計画の前提として、当然、含まれることは申すまでもありません。

第二は、九州地方開発審議会に、その設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定をいたしております。が、部会の設置その他審議会の具体的運用については、政令をもって定めることにいたしております。なお、審議会の設置に要する昭和三十四年度の予算としては百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基く事業の実施及び調整についてであります。が、開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他の者が実施するものとし、経済企画庁長官が、毎年度の事業計画及び資金計画の調整を行うこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための措置に關してであります。

が、政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ、財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めねばならないと規定いたしております。

また、開発促進計画に基く事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法適用団体である県が、開発促進計画に基く事業を円滑に実施でき得るよう、自治庁長官が、財政再建計画の変更の承認に當って、特別の配慮を行わねばならないと規定いたしましたのであります。

次に、これらの事業実施に當って、第十二条に規定する県にかかる国の負担または補助の特別措置の問題であります。が、昭和三十四年度予算においては、財源の裏づけを得るに至りませんでしたので、昭和三十五年以降において所要の改正を行うことにいたしました。付則第三項のごとき規定を設けたのであります。すなわち昭和三十五年の予算の編成に伴って、重要な事業については、九割を限度として、国の通常の負担割合を二割程度引き上げる措置をとり、もって開発促進計画の実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴い、必要な関係法律の一部改正を行うことにいたしました。

なお、付則第二項においては、財政再建団体及び準用団体たる県につき、特別措置をとることになっております。したが、衆議院において、同項中の「第十二条に規定する県」を「九州地方の県」と修正せられたことを申し添えておきます。

以上が、この法律案の要旨であります。が、何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御協賛あらんことを切にお願い申し上げます。

○委員長(早川慎一君) 本法案に対する質疑は、次回の委員会において行うことといたします。

本日は、この程度において散会いたします。

午後零時二十三分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、首都高速道路公団法案(予備審査のための付託は十二月十日)

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、熊本県行末、友田両河川改修工事促進に関する請願(第一一七九号)

一、公務住宅法の一部を改正する法律案反対に関する請願(第一二〇七号)(第一二〇八号)

一、二級国道飯田浜松線中一部改修工事促進に関する請願(第一二二四号)

一、建設業法施行令第一条改正に關する請願(第一二六七号)

一、国道四十一号線中岐阜県神岡町地内東茂住橋架替等に関する請願(第一二二八号)

一、滋賀県を特定多目的ダム法に規定する関係府県とするの請願(第一二七二号)

第一一七九号 昭和三十四年二月二十八日受理

熊本県行末、友田両河川改修工事促進に関する請願

請願者 熊本県玉名郡岱明村

長 村上健次郎外一名

紹介議員 森中 守義君

熊本県行末、友田河川は毎年雨期の  
ころ水時はもれ論一時的強雨でも破堤  
することが普通となり、これが改修は  
地元民の永年にわたる念願であるが、  
今回農林省において行末川河口の潮止  
めひ門及び海岸堤防等を有明地区直轄  
海岸保全事業で昭和三十四年度から着  
工が決定されたことは行末川改修と直  
接密接な関係にあるから、農林省の有  
明地区直轄海岸保全事業と並行して本  
事業の早期着工が実現できるよう特別  
の配慮を図られたいとの請願。

第一二〇七号 昭和三十四年三月二  
日受理

公営住宅法の一部を改正する法律案反  
対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡久留米  
町門前金山四三八 林  
田哲夫

紹介議員 田中 一君

公営住宅法改正案は、第一種住宅入居  
者でその収入が三万二千円から四万円  
までは二割、四万円以上は四割、第二  
種住宅入居者についても、その収入一  
一万六千円から三万二千円まで三割、  
三万二千円から四万円までは五割、四  
万円以上は八割の家賃値上げを実施  
し、三年たてば強制的に転出させよう  
とするものであつて、公営の主旨に反  
するものではないものである。元  
来公営住宅法には、「健康で文化的な生  
活を営むに足りる住宅を建設し……」  
との明文があるにもかかわらず、公営  
住宅の現状は全くひどいもので、修理  
のごときはほとんど自費で行つてお

り、これ以上の家賃値上げは不当きわ  
まるものである。また、収入調査を公  
平正確に行うことは不可能に近いこと  
で、これを強行するならば人権侵害が生  
ずるとも考えられる。さらに、公営住  
宅の家賃値上げは必ず他の一般住宅の  
土地、家賃の値上げを誘発し、ひいて  
は一般物価の値上げをきたすことにな  
るので、反対であるから、本改正案を  
阻止せられたいとの請願。

第一二〇八号 昭和三十四年三月二  
日受理

公営住宅法の一部を改正する法律案反  
対に関する請願

請願者 東京都小金井市小金井  
一、〇二八公営住宅北  
多摩地区連絡協議会  
内 寺本正男  
清君

紹介議員 島 清君

この請願の趣旨は、第一二〇七号と同  
じである。

第一二二四号 昭和三十四年三月三  
日受理

二級国道飯田浜松線中一部改修工事促  
進に関する請願

請願者 静岡県天竜市長 熊村  
昌一郎外一名

紹介議員 小林 武治君 高瀬莊  
太郎君

二級国道飯田浜松線は、明治の末期か  
ら昭和の初期にかけて完成したもので  
あつて、後一部改築した箇所を除き大  
部分が自動車以前の交通的見地から設  
計されたもので屈曲の改修、橋の  
改築、幅員の拡張等幾多の改良工事を  
施行しなければならぬこの国道本来  
の目的達成は不可能であるから、天竜

市以北佐久間町を通じ愛知県境に至る  
部分に対しては急速に全面的改修の計  
画を樹立すると共に、本路線中特に不  
良箇所については着工を許さぬ現状に  
あるから、すみやかに全面的改修工事  
を実施せられたいとの請願。

第二二六七号 昭和三十四年三月四  
日受理

建設業法施行令第一条改正に関する請  
願

請願者 東京都港区芝白金三光  
町四八六土建労働組合  
内 全国土建労働組合総  
連合内 吉田直義

紹介議員 田中 一君

建設業法施行令第一条に「建設業法第  
三条第一号の政令で定める軽微な工事  
は工事一件の請負代金の額が五十万円  
に満たない工事とする」とあるため、  
最近、建設業者というには余りにも零  
細な施工業者、いわゆる「零領、一人  
親方といわれる職人層にまで「五十万  
円以上の請負をやつては」とか「建築  
士の資格をもつては」となどの理由  
で、業法登録をしていない事例が多い  
が、これは建築職人の生活実態や施工  
実態を無視した職人いじめの措置であ  
り、登録指導としてははなはだゆきす  
ぎと思ふから、同法施行令第一  
条中の五十万円とあるを百万円に改正  
せられたいとの請願。

第一二六八号 昭和三十四年三月四  
日受理

国道四十一号線中岐阜県神岡町地内東  
茂住橋架替等に関する請願

請願者 岐阜県古城郡神岡町  
長 奥村義雄

紹介議員 内村 清次君

国道名古屋富山線は、中部と北陸の両  
経済圏を結ぶ重要路線であるが、本路  
線中岐阜県神岡町大宇東茂住地内の東  
茂住橋と漆山地内の中の谷橋の二橋が  
腐朽はなはだしく、ブルトナーの渡橋  
不可能の状態であるため、全線にわたる  
除害ができず、一級国道であるにもか  
かわらず冬期間は全く交通が途絶して  
いる有様であるから、東茂住、中の谷  
橋をすみやかに架け替えられたい。ま  
た、神岡町から古川町方面に通ずる國  
道の改修については、本年以降改修費  
を増額してすみやかに完成せられたい  
。なお、本区間のうち神岡町市街地  
の一部は三十四年度の舗装を予定し、  
県の指示によりすでに家屋の移転も完  
了しているから、本市街地の区間五百  
メートルの舗装を本年施行せられたい  
との請願。

第一二七一号 昭和三十四年三月五  
日受理

滋賀県を特定多目的ダム法に規定する  
関係府県とするの請願

請願者 滋賀県議会議長 丹波  
重蔵

紹介議員 村上 義一君

さきに成立した特定多目的ダム法によ  
る天ヶ瀬ダムの基本計画につき、滋賀  
県は同法のいわゆる関係府県として数  
回にわたり政府当局に再考をうながし  
てきたが、政府はこれを黙殺し二月十  
二日付をもつて、その基本計画を告示  
したことは、はなはだ遺憾なことであ  
り、また、本県を関係府県から除外す  
る法解釈は、本県にのみ犠牲をしいる  
非民主的なものとして、絶対に承服し  
難く、今後における水没部落の処理、  
その他建設工事についても協力を約す

ることかできないばかりか、むしろ反  
対現象を呈するに至ることを恐れるか  
ら、すみやかに本県を特定多目的ダム  
法に規定する関係府県とせられたいと  
の請願。

昭和三十四年三月十八日印刷

昭和三十四年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局